

宮行第発 496 号  
平成 30 年 12 月 13 日

会員各位

宮城県行政書士会  
会 長 佐々木政勝  
(公印省略)  
申請取次行政書士管理委員会  
委員長 櫻井克俊

「外国人技能実習制度に関するセミナー」のライブ配信について

月刊日本行政 11 月号の 18 ページに案内のある、平成 30 年 12 月 18 日開催の「外国人技能実習制度に関するセミナー」（講師：弁護士 山脇康嗣先生）について、参加申込みが殺到したため、即日で定員に達した旨、日行連より通知を受けました。このため、聴講希望の会員も多く、日本行政書士会連合会中央研修所では、セミナー当日の様相についてライブ配信を行うこととなりました。

聴講ご希望の方は、別紙の日行連発第 1085 号をご参照ください。

以上

日行連発第 1085 号  
平成 30 年 12 月 7 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
中央研修所  
所長 縮 修二

「外国人技能実習制度に関するセミナー」のライブ配信について

標記のセミナーについて、想定よりも多くのお申し込みがあったため、即日定員となってしまい、聴講を希望する会員より多くのお問い合わせを受けております。

そのため、セミナー当日の様子は、後日、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンド研修システム）の講義に搭載する予定でしたが、ライブ配信も併せて行うこととしました。

つきましては、下記の内容にてライブ配信を行う旨、貴会会員への周知方についてご協力をお願いいたします。

記

- 1 日 時：平成 30 年 12 月 18 日（火）13：30 ～ 16：30
- 2 公開場所：連 con > 新着記事内  
「外国人技能実習制度に関するセミナー」のライブ配信について
- 3 その他：YouTube Live での配信を予定しています。  
ライブ配信ページに当日の資料も公開いたしますので、各自ダウンロードをお願いいたします。

以上

Info

1

# 「外国人技能実習制度に関するセミナー」 開催の御案内

開催地：東京

&lt;中央研修所&gt;

平成29年11月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、新しい外国人技能実習制度がスタートしました。在留資格申請の取次業務等で外国人とも関わりの深い行政書士も本制度の適正化等の一翼を担うべく、この度、「外国人技能実習制度に関するセミナー」を開催いたします。申込方法等については、今後、本会ホームページにて御案内いたします。皆様の御参加をお待ちしています。

**日 程** 平成30年12月18日（火）13：30～16：30  
**場 所** ベルサール神田「Room 1 + 2 + 3」  
 （東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル2・3F）

**講 師** 山脇 康嗣 弁護士



申請取次行政書士を経て、弁護士登録

現在、日本弁護士連合会人権擁護委員会特別委嘱委員（法務省入国管理局との定期協議担当）、日本行政書士会連合会法律顧問

主著に『技能実習法の実務』（日本加除出版）、『〔新版〕詳説 入管法の実務』（新日本法規）、『入管法判例分析』（日本加除出版）、『Q&A外国人をめぐる法律相談』（新日本法規）、『外国人及び外国企業の税務の基礎』（日本加除出版）など

**テ ー マ**

技能実習法の実務～新在留資格「特定技能」に係る業務も見据えて

**目 的**

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を目的とする技能実習法が、昨年11月に施行されました。現在、約26万人もの技能実習生、約2,300もの監理団体、約3万9,000社もの実習実施者が存在しており、行政書士等の法律専門家が技能実習法を活用するなどして積極的に関与し、制度の適正化等に資する社会的意義は非常に大きいと言えます。

行政書士等による技能実習法に関する業務としては、①監理団体に対する外部監査、②監理団体の顧問、③監理団体と業務委託契約を締結している企業の顧問、④送出機関、準備機関の相談、⑤技能実習生の相談・申告、⑥技能実習計画認定申請、不利益処分に係る事前手続対応、行政処分等対応、⑦監理許可申請、不利益処分に係る事前手続対応、行政処分等対応、⑧中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立、定款変更、⑨実習計画認定の要件となる業法に基づく許認可の取得等があり、法務マーケットとして広大です。

これらの業務の実務経験を積むことによって、外国人の現業的就労に係る法的留意点が深く理解でき、来年4月から施行予定の新在留資格「特定技能」に係る登録支援業務に活かされます。また、意識の高い技能実習制度関係者とのネットワークを構築することによって、「特定技能」に係る申請取次業務の獲得にもつながると考えられます。他方で、技能実習法に関する業務には、注意すべきポイントも多数存在します。

本セミナーでは、技能実習法に関する各業務について、具体的かつ詳細に解説し、制度の適正化に貢献するとともに、業務の拡大を図ることを目指します。

**参 加 費**

無料

**定 員**

300名（事前申込みの先着順）★当日の申込みはお受けできません。

※聴講に係る申込みは、本会ホームページを御参照ください。（11月中旬公開予定）

なお、定員に達し次第、締切りとさせていただきますので、お早めにお申込みください。

**対 象 者**

行政書士、弁護士、国際交流団体関係者等